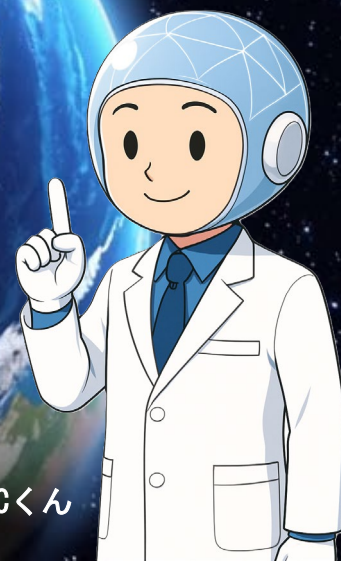


一般財団法人建築行政情報センター主催

令和7年度
電子申請受付システム

導入相談会

説明資料



ICBA非公式
イメージキャラクター ICくん

全体説明進行について

会場参加の方は予めグループ分けをしていますので、現在の機関の状況や、参加の理由・課題を、各グループでの情報共有の時間を設けます
Zoom参加の方はチャットに全員へ発信として書き込みをお願いします



システムの概要を説明します



導入相談会申込時にいただいた質疑について主なものを回答します（この場で全て回答できませんので、いただいた質疑については、類似を取りまとめ準備でき次第後日ホームページで回答を掲載します）

全体説明終了後



会場参加者の方 全体説明会后個別相談にご案内します

Zoom参加者の方 任意参加で質疑応答を行います ZoomのQ&Aに書き込んでいただくことになります

参加理由等の情報共有時間



参加理由や電子申請に係る課題を情報共有する時間を設けます。

Zoom参加の方はチャットで全員へ発信として書き込みをお願いします。

対面参加の方はグループごとに情報共有してください。

各機関の利用メリット

業務効率向上・省スペース化

- ・ 建築・都市・不動産分野のDX推進の一環として
- ・ 建築確認申請の電子化率の低さへの対応
- ・ 建築確認事務全体のオンライン化の推進



1機関あたり1件10分の申請など入力作業が
1日10件と仮定すると・・・

年間

$10分 \times 10件 \times 20日 \times 12月 \div 60分 = 400時間$

$400時間 \times 平均時給1,055円 = 422,000円$

データはデータのまま活用しましょう

全体構成

複数のシステムを連携させることで、情報の一貫性とトレーサビリティを確保し、確認申請等のプロセスの迅速化を図っています。また、独自システムとの連携にも配慮しています。

建築行政共用データベースシステム 全体構成イメージ



電子申請受付システム

申請に係るデータは
クラウド上で15年間保管
(図面、申請書、審査過程)

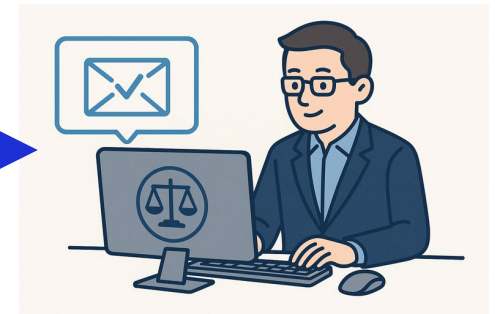


手数料徴収機能はありません

申請者

WEBアプリ

LGWANまたは
インターネット

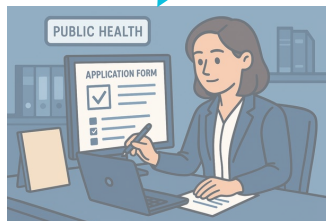


審査機関



クラウド

2026年実装



保健所等



消防機関

図面審査にはPDFを表示
できるアプリが必要

利用の流れと操作イメージ

申請書: テキストデータ
図面: PDFファイル

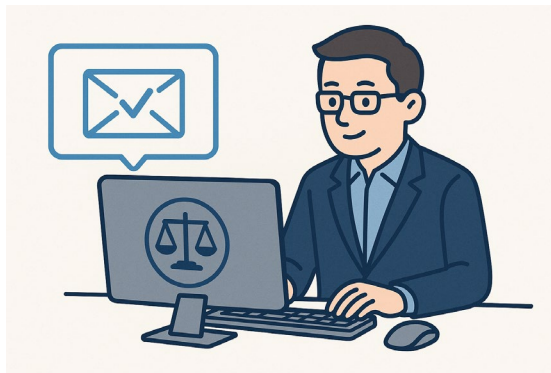
図面等



図面等



申請者



審査機関



消防機関



確認済証



通知

〔2026年実装予定の
保健所等も同じ〕



主な機能

リリース 時期	装備方針	装備機能									システムで 自動作成する書 類
		申請方法									
		確認 審査	構造 適判	省エ ネ 適判	消防 同意	保健 所 通知	中間 検査	完了 検査	軽微 変更	計画 変更	
2026 年度	＜申請方法＞ ➤全業務でテキス トデータ申請 ＜自動作成する書類＞ ➤法定様式（申請 書・通知書）及 び主要な運用様 式	○	○	○	○	○	○	○	○	➤法定様式 （申請 書・通知 書）及び 主要な運 用様式144 種	

2025 年度	＜申請方法＞ ➤確認・消防同意・計画変更でテキストデータ申請 ＜自動作成する書類＞ ➤確認申請書	現在の機能の範囲										➤確認申請書等12種
		○	×	×	○	×	×	×	×	○		

2026年度以降の機能拡充候補

項目	内容	装備時期
申請受付機能	中間検査・完了検査申請 構造適判申請受付機能 省エネ適判申請受付機能	2026年度
	許可・認定申請 定期報告受付機能	未定 (中長期的課題)
指摘事項の入力機能	PDFファイルへの審査メモ等追記	中止(追記ソフトは別途必要)
帳票作成機能	申請様式を除く帳票作成機能 (確認済証、確認審査報告書等)	2026年度
電子報告機能	指定確認検査機関からの確認審査 報告書等のオンライン受付機能 ※現行の台帳システムにおけるオンライン受付機能は あります	2026年度 (特定行政庁の受付には台帳システム の利用が必要)
市町村向け機能	現地調査等の依頼・回答機能	未定 (中長期的課題)
概要書WEB閲覧機能	建築計画概要書のWEB閲覧機能	未定 (中長期的課題)

利用状況

利用団体数（2025年 7 月）

	特定行政庁	指定確認検査機関	消防機関	計
総数	4 4 2 団体	1 2 8 団体	7 2 0 団体	1 2 9 0 団体
利用数 (契約ベース)	3 1 5 団体	3 1 団体	1 8 5 団体	5 3 1 団体
利用率	7 1 %	2 4 %	2 5 %	4 1 %

※契約ベースであり、実運用に供していない団体を含む

利用件数：確認申請 8 月末 () 内は 6 月

確認申請（計変含む）	消防同意・通知	計
45件（7 件）	260件（34件） 消防同意:166（8 件） 消防通知:94（2 6 件）	305件 (41件)

電子申請を受付している機関

審査機関：34件 <https://afba.shinsei-kenchikugyousei-db.jp/guest/shinsakikan>

消防機関：103件 <https://afba.shinsei-kenchikugyousei-db.jp/guest/shobokikan>

利用料（特定行政庁及び指定確認検査機関等）

契約パターン	最低料金* (税抜年額)	電子申請受付システムで対応可能な申請							
		確認申請	計画変更	消防 手続	保健所 通知* ²	中間/ 完了 検査* ²	軽微 変更* ²	省エネ 適判* ²	構造 適判* ²
① 全部利用 (一般特定行政庁・指定機関)	¥400,000	○	○	○	○	○	○	○	—
② 全部利用 (限定特定行政庁)	¥150,000	○	○	○	○	○	○	○	—
③ 消防・保健所手続利用 (特定行政庁・指定機関共通)	¥30,000	—	—	○	○	—	—	—	—
④ 構造適判利用 (都道府県・指定機関共通)	¥250,000	—	—	—	—	—	—	—	○
⑤ 省エネ適判利用 (特定行政庁・指定機関共通)	¥150,000	—	—	—	—	—	—	○	—

*¹ 2025年度の利用料は無料。上表の料金は2026年度以降の利用について適用

料金は過去の年間建築確認件数（書面申請含む）に応じて決定し、年間200件以下の場合は一律最低料金

*² 保健所通知・中間/完了検査・軽微変更・省エネ適判・構造適判は2026年度に実装予定

※消防機関についての利用料は無料です。

利用開始には



審査機関



消防機関

〔 2026年実装予定の
保健所等も同じ 〕



契約

消防機関・保健
所等は利用申込

電子申請受付
システムにロ
グイン

建築行政共用データベースシステム
Database System Shared by Building Administration

ユーザIDおよびパスワードを入力し、ログインボタンを押して下さい。

ユーザID

パスワード

[パスワードを忘れた方はこちら](#)

基本情報設定

電子申請受付システム

申請検索

案件ID 案件名

地名地番 メモ

申請種別

アラート点灯 ☐ ステータス ☐ 連絡・質疑応答 ☐ 消防ステータス ☐

基本情報設定 待ち ☐ 要回答 ☐ 完了 ☐

消防対応区分 ☐ 消防同意依頼 ☐ 消防通知 ☐

申請対象

ステータス

消防ステータス

消防機関

受付状態を試
行または本運
用へ

電子申請受付システム

日時: 2025年08月
アカウント: oku

設定情報
組織情報

組織名称
テストICBA特定行政庁2

ホームページ

受付状態

非運用
試行
本運用

運用開始前のチェックリスト

審査機関向け

電子申請受付システム 導入チェックリスト

電子申請受付システム導入本番前にチェック

審査機関向け

必要環境

必須項目 1	接続回線（インターネット or LGWAN）ありますか？	該当に チェック✓
2	PC（推奨Core i5プロセッサと8GB程度のメモリ）はありますか？ →推奨を満たさない場合、動作の遅延などが起こる可能性があります。	
3	利用者ごとに電子メールアドレスがありますか？ →利用者ごとにメールアドレスがない場合は、利用者登録ができないため、組織管理者しかログインできません。	
必須項目 4	ブラウザ（Edge、Chrome、Firefoxのサポート期限内のもの）は使用できますか？	
必須項目 5	PDF閲覧ソフトはありますか？ →PDF閲覧のみのソフトでも可能ですが図面訂正の際書き込みができないと指示が難しい可能性があります。	

記入日： 年 月 日

機関名：

所属：

記入者：

連絡先メール：

連絡先電話：

裏面もあるよ



準備項目

1	（指定確認検査機関のみ）。業務規程変更認可：確認検査業務規程に電子申請に関する規定を追記し、変更認可を取得する必要があります。	準備したら チェック✓
2	（独自システムを利用している場合）独自システムとの連携：新システムと連携可能ですが、連携のためには独自システムの改修が必要です。	
3	手数料納付方法の検討：システムに手数料収納機能はないため、現金、証紙、リモート決済など、各機関で別途検討が必要です。 →利用規約に手数料の納付方法（例：銀行振込、ペイジー、クレジットカード）や申請受理のタイミングを記載することが推奨されます。	
4	ホームページ等の整備：審査機関のホームページや社内規程をシステム環境に沿って整備する必要があります。	
推奨項目 5	大型モニターの検討：申請図書を印刷せずに審査する場合、24インチ以上の大型液晶モニターが推奨されます。 →メモの入力にはPDF書き込みソフトが別途必要です。タッチパネルモニターや大型液晶ペンタブレットの導入により審査がし易くなります。	
推奨項目 6	PDF書き込みソフトの選定：チェック済み箇所へのマークや図面へのメモ追記にはPDF書き込みソフトが必要です。 →審査担当者別にメモの表示/非表示を切り替えるには、レイヤー機能付きのソフト（例：PDF-XChange Editor、Bluebeam Revu）が有効です。	
7	決裁手順の見直し：図面一式が書面で存在しない中での決裁手順を見直す必要があります。 →書面申請と電子申請で統一した供覧決裁方法を検討することが望ましいです。	

お疲れさまでした



消防機関向け

電子申請受付システム 導入チェックリスト

電子申請受付システム導入本番前にチェック

消防機関向け

必須項目 1	接続回線（インターネット or LGWAN）ありますか？	該当に チェック✓
2	PC（推奨Core i5プロセッサと8GB程度のメモリ）はありますか？ →推奨を満たさない場合、動作の遅延などが起こる可能性があります。	
3	利用者ごとに電子メールアドレスがありますか？ →利用者ごとにメールアドレスがない場合は、利用者登録ができないため、組織管理者しかログインできません。	
必須項目 4	ブラウザ（Edge、Chrome、Firefoxのサポート期限内のもの）は使用できますか？	
必須項目 5	PDF閲覧ソフトはありますか？ →PDF閲覧のみのソフトでも可能ですが図面訂正の際書き込みができないと指示が難しい可能性があります。	準備したら チェック
推奨項目 6	（契約後運用開始前対象）留意事項テンプレートの編集：審査機関が送信先を選ぶ際に表示される、消防機関別の留意事項を編集できます。 →これにより、オンライン化に当たっての個別調整や問い合わせ対応負担を軽減できます。	

記入日： 年 月 日

機関名：

所属：

記入者：

連絡先メール：

連絡先電話：

お疲れさまでした



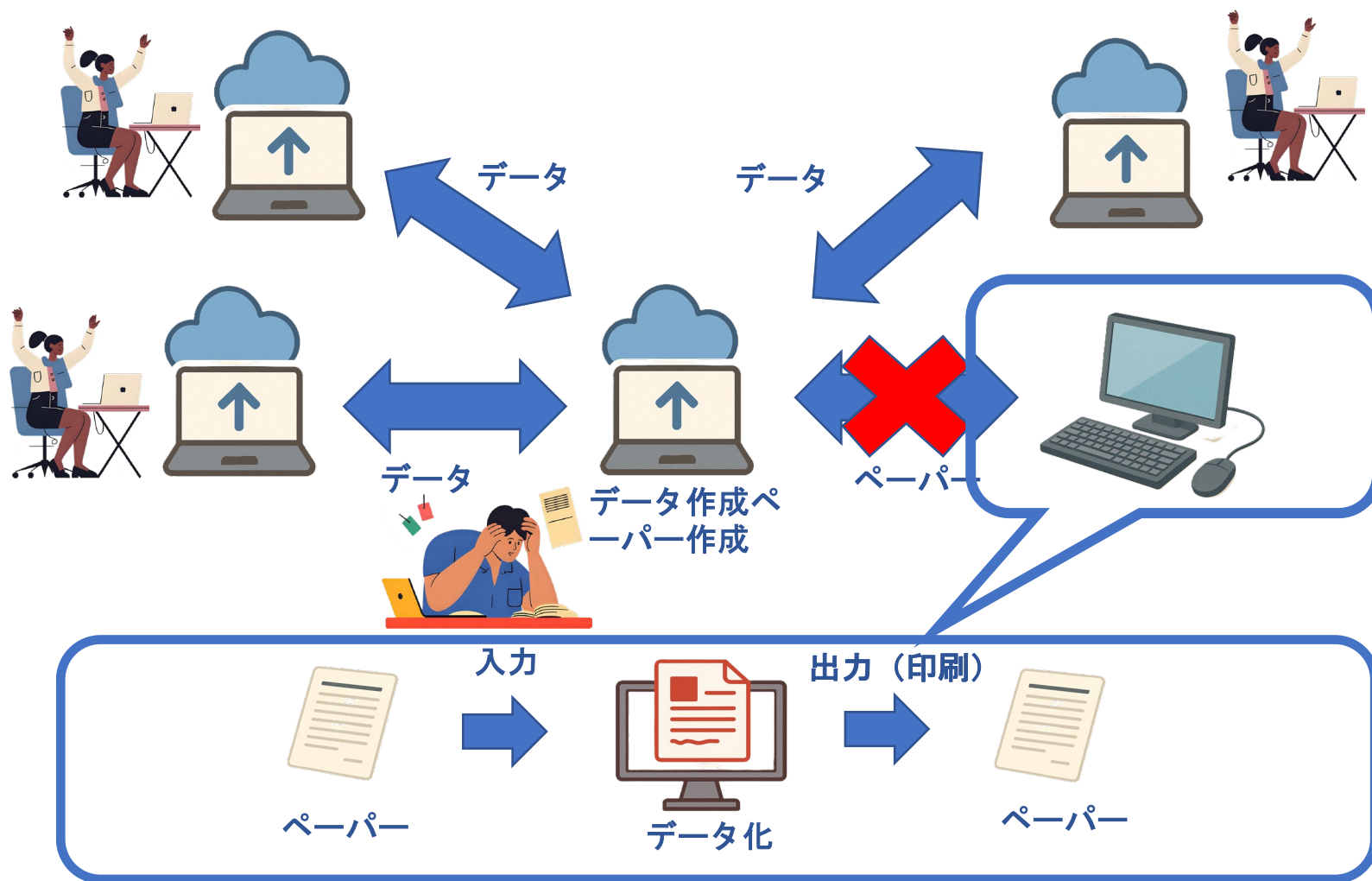
事前質疑解説・質疑応答

質問

回答

システム導入に際し、事前準備はありますでしょうか。	導入には、組織管理者によるアカウント取得、利用者登録、システム環境の整備などのソフト・機材などのハード両面の準備が必要です。また、事前にテスト環境にて練習をお勧めします。
①消防機関での導入について、導入費用は発生しますか？また、機材やパソコンソフト等は必要になりますか？ ②大型モニターやソフトの貸与や譲渡制度はありますか？補助は？	①システム導入は無料ですが、PDFソフト（ビューワー可）や大型モニター等の費用が発生する場合があります。ランニングコストは電気代や印刷費程度です。 ②機材やソフトの譲渡・貸与制度はありません。補助についてもありません。
①消防同意・通知の電子化に未対応の消防機関に対して、どのような申請の流れにすればよいか。 ②留意事項の書き方について。	①審査機関が印刷して紙で送付、または電子データをメールで送るなど、消防機関と取り扱いを決めて対応をお願いします。 ②留意事項の記載例は「初期設定手順書」に掲載されています。

導入のお願い



事務の参考に（テスト利用）

電子申請受付システムのアシスタントとして、2つ用意しました。利用にはGoogleアカウント、ChatGPTアカウントが必要です。どちらも無料版のアカウントで使用できます。テスト利用としてお試しください。

（テスト利用） 電子申請受付システムヘルプデスクGPT版

<https://chatgpt.com/g/g-68b30a9149c08191b5634f23c2303d37-tesutoli-yong-dian-zi-shen-qing-shou-fu-sisutemuheruhutesukugptban>



（テスト利用） 電子申請受付システムヘルプデスク NotebookLM版

<https://notebooklm.google.com/notebook/27653d92-aab3-4e66-ba34-6020c4df502e>



1. 注意事項

1. 本サービスは試験的に導入されるものであり、精度・完全性を保証するものではありません。
2. 出力される回答は参考情報であり、事実確認や意思決定に際しては必ず一次情報・公式資料を確認してください。
3. 個人情報や機密情報を入力することは禁止されています。入力データは外部サーバーを経由する可能性があります。
4. 本サービスの利用により生じた結果（誤情報の利用、業務上の損失など）について、利用者自身が責任を負うものとします。

2. 免責事項

運営者は、本サービスの利用により発生したいかなる損害についても責任を負いません。

例：誤回答による意思決定の誤り、機密情報の漏洩、第三者からのクレームなど。

本サービスは継続的に改善・変更されるため、予告なく機能や提供条件が変更される場合があります。

本サービスの停止、中断、終了に伴う不利益についても、一切の責任を負いません。

ご清聴ありがとうございました

以下のQRコードまたはURLよりアンケートの協力をお願いします。（会場参加では紙の用紙も用意しています。）会場参加の方は、個別相談後に回答をお願いします。



<https://forms.office.com/r/B8RMCc5v1q>

電子申請受付システムの紹介

電子申請受付システムとは・・・

電子申請受付システムは申請者、審査機関、消防機関、保健所等をオンラインで結ぶシステムです。現在、確認申請等の建築手続きは電子化が急速に進んでおり、申請プロセスの迅速化、情報の一貫性確保、トレーサビリティ向上が主な狙いです。併せて、台帳登録閲覧システムなどの導入により、業務の効率化を促進することができます。また、機関側でのサーバー設置の必要がなく、特別なアプリのインストールも不要です。



何ができるの・・・

現在、紙でやり取りを行っている、確認申請の受付、消防同意・通知、保健所通知など建築確認に係る手続き全般をオンラインで行うことができます。2026年度より中間・完了検査申請、省エネ適判、構造適判にも対応するほか、確認済証などの法定様式や主要な運用様式の作成機能を搭載する予定です。



利用のお願い・・・



電子申請受付システムは、建築行政のDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進する基盤です。導入が進むことで業務効率化だけでなく、住民サービスの質向上にもつながります。今後の動向を注視しつつ、早期に対応をご検討いただければ幸いです。

メリット・・・

- ・業務効率化 図面一貫性の確保、問合せ減、検索性向上
- ・省スペース 紙文書保管不要
- ・進捗共有 やり取りの迅速化、審査過程の記録の保持

デメリット・・・

- ・番号体系が二重化する恐れ 書面と電子申請がある場合
- ・手数料収納の機能がない
- ・図面審査で使用するPDFがシステムで加筆できない

利用状況は・・・



令和7年8月時点の利用契約率は特定行政庁7割、指定確認検査機関2割、消防機関4割となっています。実質の利用としては、行政庁で18機関、指定確認検査機関2機関、消防機関が101機関となっています。この他に、指定確認検査機関で独自システムを利用して、電子申請受付システムに接続する機関もあります。

利用料は・・・



2026年度より利用料がかかります。一般特定行政庁・指定確認検査機関の全部利用が40万円／年～（税抜）となります。消防機関及び保健所等は無料です。

ご利用の申込みは・・・

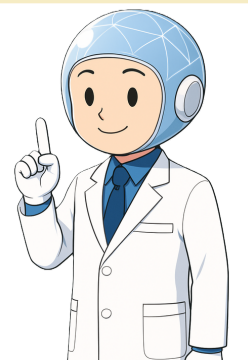
一般財団法人建築行政情報センター

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂一丁目15番地

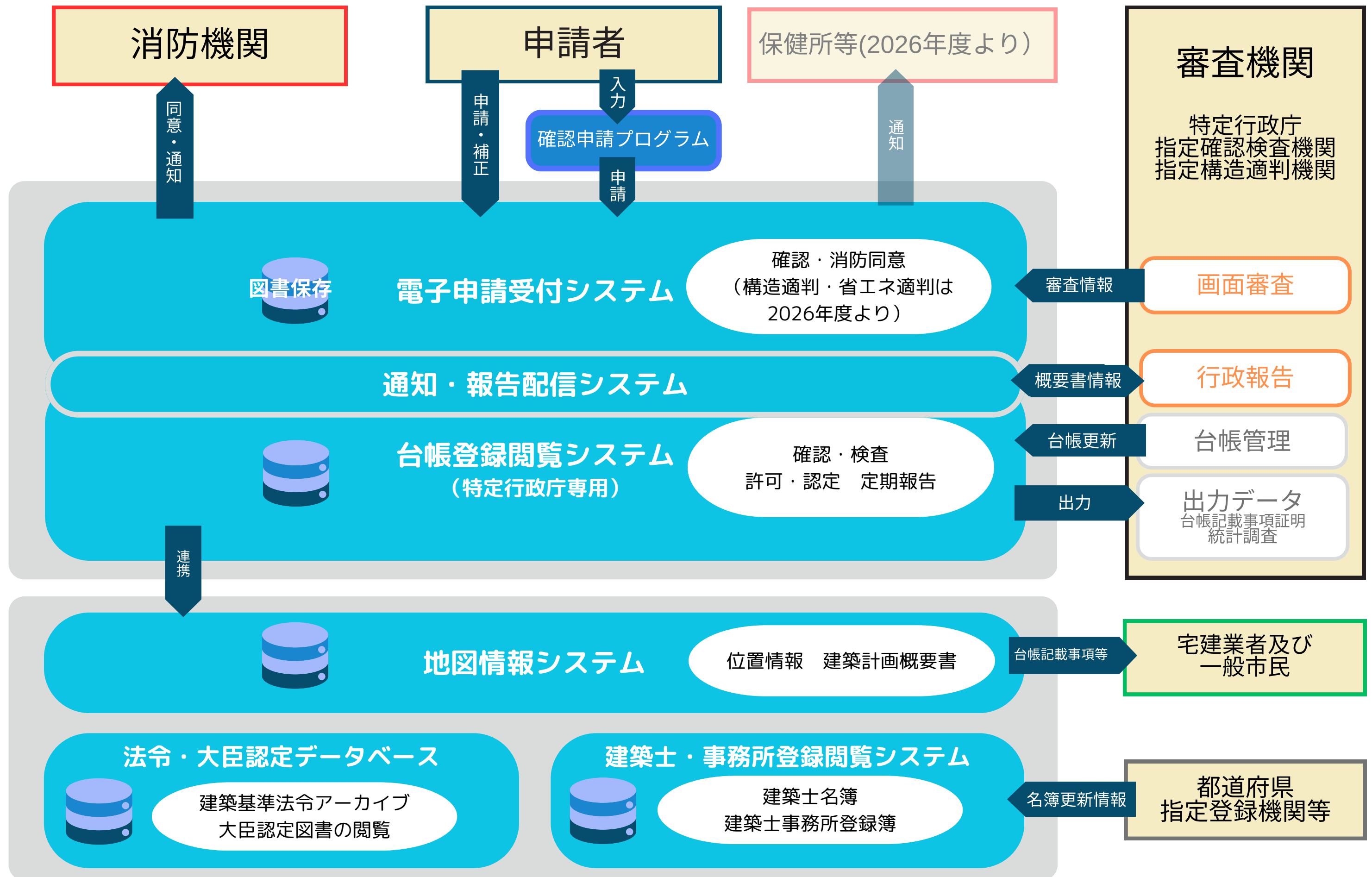
電話 03-5225-7706 FAX 03-5225-7731

担当 企画部企画課 E-mail file-kikaku@icba.or.jp

URL <https://www.icba.or.jp>



建築行政共用データベースシステム 全体構成イメージ



電子申請受付システム 導入チェックリスト

審査機関向け

電子申請受付システム導入本番前にチェック

必要環境

該当に
チェック✓

必須項目

1 接続回線（インターネット or LGWAN）ありますか？

☐

2 PC（推奨Core i5プロセッサと8GB程度のメモリ）はありますか？

☐

→推奨を満たさない場合、動作の遅延などが起こる可能性があります。

3 利用者ごとに電子メールアドレスがありますか？

☐

→利用者ごとにメールアドレスがない場合は、利用者登録ができないため、組織管理者しかログインできません。

必須項目

4 ブラウザ（Edge、Chrome、Firefoxのサポート期限内のもの）は使用できますか。

☐

必須項目

5 PDF閲覧ソフトはありますか？

☐

→PDF閲覧のみのソフトでも可能ですが図面訂正の際書き込みができないと指示が難しい可能性があります。

記入日： 年 月 日

機関名：

所属：

記入者：

連絡先メール：

連絡先電話：

裏面もあるよ



準備項目

準備したら
チェック✓

1	(指定確認検査機関のみ)。業務規程変更認可：確認検査業務規程に電子申請に関する規定を追記し、変更認可を取得する必要があります。	
2	(独自システムを利用している場合) 独自システムとの連携：新システムと連携可能ですが、連携のためには独自システムの改修が必要です。	
3	手数料納付方法の検討：システムに手数料収納機能はないため、現金、証紙、リモート決済など、各機関で別途検討が必要です。 →利用規約に手数料の納付方法（例：銀行振込、ペイジー、クレジットカード）や申請受理のタイミングを記載することが推奨されます。	
4	ホームページ等の整備：審査機関のホームページや社内規程をシステム環境に沿って整備する必要があります。	
推奨項目 5	大型モニターの検討：申請図書を印刷せずに審査する場合、24インチ以上の大型液晶モニターが推奨されます。 →メモの入力にはPDF書き込みソフトが別途必要です。タッチパネルモニターや大型液晶ペンタブレットの導入により審査がし易くなります。	
推奨項目 6	PDF書き込みソフトの選定：チェック済み箇所へのマークや図面へのメモ追記にはPDF書き込みソフトが必要です。 →審査担当者別にメモの表示/非表示を切り替えるには、レイヤー機能付きのソフト（例：PDF-XChange Editor、Bluebeam Revu）が有用です。	
7	決裁手順の見直し：図面一式が書面で存在しない中での決裁手順を見直す必要があります。 →書面申請と電子申請で統一した供覧決裁方法を検討することが望ましいです。	

お疲れさまでした



電子申請受付システム 導入チェックリスト

消防機関向け

電子申請受付システム導入本番前にチェック

該当に
チェック✓

必須項目

1 接続回線（インターネット or LGWAN）ありますか？

☐

2 PC（推奨Core i5プロセッサと8GB程度のメモリ）はありますか？

☐

→推奨を満たさない場合、動作の遅延などが起こる可能性があります。

3 利用者ごとに電子メールアドレスがありますか？

☐

→利用者ごとにメールアドレスがない場合は、利用者登録ができないため、組織管理者しかログインできません。

必須項目

4 ブラウザ（Edge、Chrome、Firefoxのサポート期限内のもの）は使用できますか。

☐

必須項目

5 PDF閲覧ソフトはありますか？

☐

→PDF閲覧のみのソフトでも可能ですが図面訂正の際書き込みができないと指示が難しい可能性があります。

準備したら
チェック

推奨項目

6 （契約後運用開始前対象）留意事項テンプレートの編集：審査機関が送信先を選ぶ際に表示される、消防機関別の留意事項を編集できます。

☐

→これにより、オンライン化に当たっての個別調整や問い合わせ対応負担を軽減できます。

記入日： 年 月 日

機関名：

所属：

記入者：

連絡先メール：

連絡先電話：

お疲れさまでした



導入相談会事前質疑回答

番号	カテゴリ	質問機関	質問	回答
1	Q&A公開情報	行政機関	一般財団法人建築行政情報センターに、現在までに寄せられた電子申請受付システムに関する質問及び回答をご教授下さい。	電子申請受付システムに関する質疑回答集（2025/4/22版）がICBAより公開されています。今年度の導入相談会後に質疑応答を更新予定です。 https://www.icba.or.jp/zzfilebox/new_system_QA_20250422.pdf
2	その他	消防	PDF編集ソフトのスペック・必要な（求められる）機能最低限～あったらいいなまで教えていただきたい。また、消防独自システムとの連携はどの程度行われているのか。	1. PDF閲覧機能、提出された図面や申請書をシステム上で表示し確認するために、PDF閲覧ソフトが別途必要となります。 2. 注釈・メモの加筆機能、システム上で表示された図面を見て、指摘事項を入力するために、注釈や手書きメモの機能が必要です。単純な加筆であればAdobe Readerでも対応可能です。 3. 計測ツール、図面上の長さなどを確認するために、Adobe Acrobat等のPDFビューワに搭載されている計測ツールが利用可能です。1～3が最低限必要な機能です。その他、大型モニターなどがあれば審査が行いやすいです。 独自システムとの連携については、相談段階のため、具体的な連携まで進んでいません。連携については個別にご相談ください。
3	その他	指定確認検査機関	1 補正後の図面、計算書について・・・提出書類は補正箇所のみでいいのか、それとも一式全てでしょうか？ 2 補正は、申請時の図書等の補正以外に新規図書・追加説明書等の追加は可能でしょうか？ 3 法定書式（適合するかどうかを決定することができない旨の通知書）を提出する機能はありますか？ 4 確認の追加説明書は適判機関に自動送信されるのか、それとも設計者が提出するのですか？ 5 地盤調査報告書は確認と共通なので、確認機関のデータが適判用としてアップロードされるのですか？ 6 意匠図は確認機関に提出した図面一式すべて適判用として反映されるのか、それとも適判機関用に必要図面箇所を選択しアップロードするのですか？ 7 構造計算書の差分検出はできますか？ 8 引受審査とは事前相談のことですか。事前相談の質疑回答書の取り扱いについて変更はありますか？	1 審査機関が補正指示を行った図面計算書を修正し、提出していただくことになります。補正箇所をのみの提出となります。 2 可能です。 3 令和8年度目途に実装予定です。現在は別で作成していただきアップロードを行っていただく必要があります。 4 自動送信はされません。設計者経由で提出することになります。 5 それぞれ確認機関と適判機関に申請時にアップロードが必要となります。 6 確認機関に提出された意匠図がそのまま反映されません。適判機関用に必要申請図書一式をアップロードの必要があります。 7 PDFデータを元に差分のチェックを行うため、可能ではありますが、行が全体としてずれた場合は全てが差分として認識されます。 8 引受審査とは、引き受けの可否を判断するため、「添付ファイル」や「申請書PDF」を確認し、必要な図書が全て揃っているか、記載状況に不備がないかなどを審査します。指摘事項も返すことができます。事前相談の質疑回答書の取り扱いについては紙での申請と変更はないと考えますが、貴機関での取り扱いを元にシステムでのやり取りの方法で差異があるか確認をしてもらう必要があります。

4	その他	指定確認検査機関	サービス提供範囲と利用料金の詳細	1 電子申請受付システム（全部利用）のサービスの範囲については、 ①令和7年度から確認申請の電子申請受付と消防機関への同意伺い・通知の機能を提供しており、 ②令和8年4月1日から中間・完了検査、保健所等への通知（、軽微な変更）、省エネ適判の申請受付の機能を追加します。 2 電子申請受付システム（消防手続利用）のサービスの範囲については、 ①令和7年度から消防機関への同意伺い・通知の機能を提供しており、 ②令和8年4月1日から保健所等への通知の機能を追加します。これに伴い呼称を電子申請受付システム（消防・保健手続利用）に変更します。 令和8年度からの機能追加後の利用料については、7月にお知らせした見積書からの変更はございません。 3 省エネ適判申請受付のみの機能のもの、構造適判申請受付のみの機能のものも令和8年4月1日から利用可能となります。 上記の利用料金については次の通知をご参照ください。 https://www.icba.or.jp/kyoyodb/box/20250829_yosansochi-annai.pdf
5	その他	消防	システムを利用する場合、確認審査機関側で利用料が発生するが、これがICBAの電子申請受付システムの利用離れにつながらないでしょうか。	令和7年度は全ての機関に無料で提供しています。令和8年度から審査機関の利用料が有料となることで、利用を取り止める機関が出る可能性があります。消防機関・保健所等は令和8年度以降も無料です。
6	その他	消防	スムーズな同意事務を行えるよう準備すべきソフトとハード。	ソフトとしては 1. PDF閲覧機能、提出された図面や申請書をシステム上で表示し確認するために、PDF閲覧ソフトが別途必要となります。 2. 注釈・メモの加筆機能、システム上で表示された図面を見て、指摘事項を入力するために、注釈や手書きメモの機能が必要です。単純な加筆であればAdobe Readerでも対応可能です。 3. 計測ツール、図面上の長さなどを確認するために、Adobe Acrobat等のPDFビューワに搭載されている計測ツールが利用可能です。1～3が最低限必要な機能です。 ハードとしては、 Core i5プロセッサ、メモリ8GB程度のパソコンと電子メールアドレス、インターネットまたはLGWAN環境、および電子メール受信環境があれば利用可能です。ブラウザはEdge、Chrome、Firefoxの最新バージョンに対応しています。モニターは申請図書を印刷せずに審査する場合、24インチ以上のノングレア（非光沢）解像度は1920x1080のモニターが推奨されています。画面を広く使うためには、ピボット（画面回転）機能があると便利です。また タッチパネルモニターがメモのマウス操作が苦手な場合に候補となります。ただし、高価であり、垂直設置の場合は手指の疲労が大きいことに留意が必要です。手指の疲労を緩和するためには、平置きで傾斜付きスタンドが望ましいですが、作業機のサイズも確認が必要です。
7	その他	消防	テスト運用中、うまく動作しなかった。	サポート担当にご連絡いただければ対応します。 電話番号：03-5225-7720／03-5225-7807 電子メールアドレス：toiawase@icba.or.jp
8	その他	保健所	1 保健所の利用料金はいくらか 2 消防保健所向けパンフ記載の動作環境 PDF書込ソフトとは何か（無料リーダーでいいのか、編集機能が必要か） 3 図面を取り扱うのに適した画面サイズ、解像度、画面の種類など（示されている方が、購入の根拠としやすいので）	1 無料です 2 現在の紙での通知の審査方法によりますが、審査を行う上で、PDFの図面に指摘事項を記載することがある場合には編集機能があった方が指摘をしやすいものと考えます。図面等の記載が冬であれば無料リーダーで十分です。 3 24インチ以上のノングレア（非光沢）解像度は1920x1080のモニターが推奨されています。

9	その他	行政機関	事前審査を行っており、電子申請となった際に事前審査が可能か懸念しています。電子申請で事前審査を行っている機関等の運用方法をご教授いただきたいです。	システムの機能で引受審査があります。引き受けの可否を判断するため、「添付ファイル」や「申請書PDF」を確認し、必要な図書が全て揃っているか、記載状況に不備がないかなどを審査します。指摘事項も返すことができます。貴機関の事前相談の取り扱いについて、貴機関での取り扱いを元にシステムでのやり取りの方法で差異があるかまず確認していただければと思います。事前相談の導入機関については、電子申請受付システム利用開始機関にお尋ねいただければと思います。
10	その他	保健所	事前知識がなく恐縮ですが、質問させていただきます。当課は、浄化槽法所管部署として説明会に参加しております。当県では、4ヶ所の県林務環境事務所がこのことについての保健所に相当する組織であり、浄化槽設置場所の市町村ごとに分かれて事務を分担しております。建築確認申請を受理した指定確認検査機関からの通知が、直接4つの出先機関に振り分けられて届くような設定は可能でしょうか。説明会の中で触れていただける内容かもしれませんが、念のためお送りさせていただきます。よろしくお願いいたします。	対応可能です。
11	その他	保健所	保健所通知機能について、通知対象となる建築物には、どのようなものがあるのかを具体的に知りたい。また、通知対象を指定することはできるのか？	建築基準法第93条第5項の通知および第6項の意見がシステムの対象となります。通知対象となる建築物を特定建築物といい、興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、店舗、事務所、学校、旅館用途(特定用途)に供される部分の延べ面積が3,000㎡以上の建築物となります。ただし、学校教育法第1条に規定する学校の用途に供される建築物は延べ面積が8,000㎡以上のものが対象です。通知対象の指定することについては、お答えすることができませんので、法令の管轄する機関にご確認ください。
12	その他	消防	各登録用のメールアドレスについてお尋ねします。電子申請受付システムテスト利用申込書と建築行政共有データベースシステム利用開始申込書に示すメールアドレスは、全て、別のメールアドレスとする必要がございますでしょうかお尋ねします。当機関の方針により、組織としての1のメール設定があるのみで、複数のメールアドレス設定ができないことによることから、お尋ねします。	テスト利用と本運用でのメールアドレスは同じもので可能です。
13	その他	行政機関	審査機関からデータが送信された際にはメール等で通知があるのでしょうか。それともシステムを自分で確認しないと到着したか分からないのでしょうか。	申請者から申請があった場合には登録しているメールアドレスに通知があります。
14	その他	行政機関	市町村の経由機能実装の用途を教えてください	経由機能は未定です。令和8年度目途に市町村への道路等の照会機能を搭載予定です。
15	その他	消防	弊社の消防のOAシステムと連携を考えておりICBAシステムからCSV出力が可能かをお聞きたい。	CSV出力は可能です。
16	その他	保健所	当県では、浄化槽関係部局と特定建築物関係の部局が異なっている。システムの利用は任意とあるが、今後、県全体として通知書をシステム利用するか決定しなければならないか。それとも、システムの利用は各保健所・事務所で決定することができ、システムを利用しない保健所・事務所には、通知書は今までどおり紙媒体で送付されるのか。	県内の関係部署で決めていただくことになります。

17	その他	行政機関	指定確認検査機関とテストデータの送受信をしたいのですが、専用のテストページはありますか？	審査報告書等のテストデータについては、ICBAのホームページにファイルがあります。 https://www.icba.or.jp/denshishinsei/report-guideline.html
18	その他	消防	採用自治体/機関の運用上、紙媒体の申請比較し、特にやりづらい・デメリットを挙げるとすればなにがあるのか。	・大型モニターがない審査が難しいこと、 ・同意事務の真性の確認、 ・実務的に行われている消防機関と申請者の直接の修正指示・対応を本システムで対応していないこと について運用上の課題となる傾向を伺えるところです。
19	その他	行政機関	本市では特定建築物とし尿浄化槽の担当部署が異なりますが、アカウントの単位によって閲覧権限などが変わるのでしょいか	受付機関ごとにアカウントを持つことになりますので、保健所では保健所に関わる部分しか閲覧権限がありません。
20	その他	指定確認検査機関	構造適判機関が追加説明書を受け取り通知を出した後、確認検査機関で通知書の内容にかかわる箇所、修正が発生した場合、どのような対応が可能でしょうか。	補正指示を出すことで、申請者に図面や書類の修正を依頼可能です。修正後に再アップロードされれば再審査できます。
21	その他	指定確認検査機関	構造適判機関に対する料金体系はいつ頃公表となりますか	公表済みとなっています。 https://www.icba.or.jp/kyoyodb/box/20250829_yosansochi-annai.pdf
22	その他	消防	消防本部で準備しなければならない設備等で、必ず必要なもの、最低限あると良いものはありますか。	1. PDF閲覧機能、提出された図面や申請書をシステム上で表示し確認するために、PDF閲覧ソフトが別途必要となります。 2. 注釈・メモの加筆機能、システム上で表示された図面を見て、指摘事項を入力するために、注釈や手書きメモの機能が必要です。単純な加筆であればAdobe Readerでも対応可能です。 3. 計測ツール、図面上の長さなどを確認するために、Adobe Acrobat等のPDFビューワに搭載されている計測ツールが利用可能です。1～3が最低限必要な機能です。 ハードとしては、 ・Core i5プロセッサ、メモリ8GB程度のパソコンと電子メールアドレス、インターネットまたはL2WAN環境、および電子メール受信環境があれば利用可能です。ブラウザはEdge、Chrome、Firefoxの最新バージョンに対応しています。モニターは申請図書を印刷せずに審査する場合、24インチ以上のノングレア（非光沢）解像度は1920x1080のモニターが推奨されています。
23	その他	消防	消防機関として利用申し込みにあたり、組織管理者は役職名で申し込み可能でしょうか。また、組織管理者専用メールアドレス（個人メールアドレス）が無い場合は部署メールアドレスでの申し込みは可能でしょうか。	可能です。
24	その他	消防	特定防火対象物で延べ面積1,500㎡以上、非特定防火対象物で延べ面積3,000㎡以上など条件を付けての電子申請から開始を予定しています。特定行政庁や確認検査機関へのアナウンスは、システム上で可能か。	可能です。留意事項や利用規約により提示してください。
25	その他	消防	独自システムを利用して電子申請を行っている確認検査機関や消防本部の連携状況（連携しないとしている機関はあるか？確認検査機関への調査結果など）を教えてください。	現時点での連携はありません。一部システムでの連携の相談がきていますので、今後わかり次第ホームページで掲載予定です。

26	その他	消防	現在、一部の指定確認検査機関からは、このシステムとは別のシステムで電子申請を受け付けておりますが、今後、そのような機関に対しては、このシステムへの移行を促す予定でしょうか。	複数のシステムが入ることによって、事務が煩雑になることを危惧されていることと思います。移行を促すものではありません。費用を要しますが連携するアプリケーションの開発により、事務煩雑化を抑制することもご検討の範囲と料します。
27	その他	行政機関	申請された図書に著しい不備があった場合、全て受付しななければならないでしょうか。	引受審査の機能がありますので、そこで判断の上、受付を決定するプロセスがあります。
28	その他	消防	申請側も同システムを使っていないと受付や同意の承認ができないのでしょうか？ また、メールで申請されたものをシステム上にダウンロードして同意することはできるのでしょうか？	できません。メールで申請されたものをシステムでは対応できません。
29	その他	行政機関	確認申請以外の手続き（建築基準法の許可申請や基準法以外の法令（建築基準関係規定）の申請）にも、活用可能なシステムか？教えていただきたいです。	令和7年度は確認申請、消防同意の機能のみですが、令和8年度を目途に中間・完了検査受付、保健所等通知、省エネ適判申請受付の機能を追加します。その後も機能追加を検討しています。
30	その他	消防	緊急出動指令装置や防火対象物電子台帳のデータとして自動入力させ保存し、国の実態調査報告などと連携させることは可能ですか。	できません。機能追加についても未定です。
31	その他	消防	購入に際して、消防機関と指定確認検査機関との間ですべき調整事項及び調整方法の例示などあれば、教えていただきたい。	直接の調整は必ずしも要するものではありません。現在、指定確認検査機関については本システムによる電子伺い・通知について対応できる機関が少ない状況です。事前に対応できる機関を当センターHP※等で確認していただき、申し合わせの上、試行なさってから本格運用を開始するのが現実的と思料します。 https://afba.shinsei-kenchikugyousei-db.jp/guest/shinsakikan
32	その他	行政機関	電子申請の規約の具体的な記載例を教えてください。（規模や計画通知のみの範囲限定の場合や期間限定の公開テストをする場合）	記載例については以下のURLの「初期設定手順書審査機関向け」P25に記載がありますのでご活用ください。ご要望の内容については複数方法が考えられますので、個別にICBAの窓口にご相談ください。 https://www.icba.or.jp/zzfilebox/ICBA-DS_shokimanualB_Shinsakikan_20250328.pdf
33	その他	指定確認検査機関	電子申請受付システムにて建築確認検査業務等の受付、交付の入力および受付承諾証や確認済証等の作成ができるようになるのでしょうか。また、行政庁への報告書の作成及び電子報告ができるようになるのでしょうか。	令和8年度目途に中間・完了検査の受付機能を追加します。受付承諾証や確認済証等の作成機能の実装については未定です。行政庁への報告書の作成機能の実装については未定です。電子報告については行政庁側での受け入れ体制が整って入れば従来から通知・報告配信システムによって可能となっています。
34	その他	行政機関	電子申請受付システムの積算根拠を今一度確認させてください。	料金の算定根拠については、令和6年12月と令和7年8月の通知で案内したものととなります。どちらも同じ内容です。 https://www.icba.or.jp/kyoyodb/top/20241225_uketsuke-system_annai.zip https://www.icba.or.jp/kyoyodb/box/20250829_yosansochi-annai.pdf

35	その他	行政機関	電子申請受付システム以外に必要なソフト等がわからないので、考えうるものを教えてください。	1. PDF閲覧機能、提出された図面や申請書をシステム上で表示し確認するために、PDF閲覧ソフトが別途必要となります。 2. 注釈・メモの加筆機能、システム上で表示された図面を見て、指摘事項を入力するために、注釈や手書きメモの機能が必要です。単純な加筆であればAdobe Readerでも対応可能です。 3. 計測ツール、図面上の長さなどを確認するために、Adobe Acrobat等のPDFビューワに搭載されている計測ツールが利用可能です。1～3が最低限必要な機能です。 ハードとしては、 Core i5プロセッサ、メモリ8GB程度のパソコンと電子メールアドレス、インターネットまたはLGWAN環境、および電子メール受信環境があれば利用可能です。ブラウザはEdge、Chrome、Firefoxの最新バージョンに対応しています。モニターは申請図書を印刷せずに審査する場合、24インチ以上のノングレア（非光沢）解像度は1920x1080のモニターが推奨されています。
36	その他	行政機関	電子申請できた建築基準法第93条第5項の通知書は直接各自治体に通知が来るのでしょうか。現状は各民間業者より通知書の紙媒体で提出されているものがどのような形態に変わるのか教えてください。	通知が直接くるものとなります。紙媒体が、PDFデータでシステムで送られてくるものとなります。
37	その他	消防	（質問）今回のような全体講義を定期的に行う予定はありますか？	機能の拡充などの時期を検討の上、不定期となってしまうかもしれませんが、今後も実施する予定です。
38	導入準備・事務類型	消防	システム導入に際し、消防本部側での事前準備はありますか。	導入には、組織管理者によるアカウント取得、利用者登録、システム環境の整備などのソフト・ハード両面の準備が必要です。また、事前にテスト環境のご活用をお勧めします。
39	導入準備・事務類型	消防	システム導入までの流れをご教授願います	利用申し込み、組織管理者のアカウント取得後、「初期設定手順書※」に従って準備を進めてください。 また事前にテスト環境のご活用をお勧めします。 ※ https://www.icba.or.jp/zzfilebox/ICBA-DS_shokimanualC_Shobokikan_20250328.pdf
40	導入準備・事務類型	消防	- 導入に係る初期投資及びランニングコスト - 導入後における審査の流れ	PCやメールアドレス、インターネットもしくはLGWAN環境がある前提となりますが、初期費用がかかるものとしては、PDFのソフト（ビューワ足りれば無料）、大型モニターの費用（推奨で必須ではありません。）となります。ランニングコストはシステム料は無料ですので、通信費、電気代や印刷する必要があるれば紙とプリンター代等となります。 審査の流れについては、紙での審査と大きく変わりはありませんが、消防機関から申請者へ直接システムを使っているの指摘ができません。
41	導入準備・事務類型	消防	- 電子申請を導入する際に準備したほうが良いソフトや機器等（ペンタブ等） - 何も購入せずに電子申請を導入することは可能か？	あれば便利なものが多いですが、モニターは申請図書を印刷せずに審査する場合、24インチ以上のノングレア（非光沢）解像度は1920x1080のモニターが推奨されています。当然ペンタブやタッチパネルモニターがあればよい良いです。PDFの編集機能付きのソフトもあった方が審査は行いやすいです。 何も購入せずに導入は可能ですが、PDFのビューワだけが必要になります。

42	導入準備・事務類型	行政機関	他特定行政庁における電子申請受付システムの導入時期が知りたいです。	開始している審査機関のリストが以下のURLにありますので参考にしてください。随時更新します。 https://afba.shinsei-kenchikugyousei-db.jp/guest/shinsakikan
43	導入準備・事務類型	行政機関	令和8年度導入計画中ですが並行して区のポータルサイトを設けてすべての手続きをオンライン化する取り組みが進んでいます。ポータルサイトにおけるオンライン決済とICBAのシステムを連携させて運用したいと思います。	ありがとうございます。何かございましたら、ICBAの窓口へご連絡ください。
44	導入準備・事務類型	消防	実際に導入されている消防本部様等では、審査を終えた図面等の書類データの保管をどのようにされているのでしょうか？バックアップ等をハードディスク等に保管されていますか？	申し訳ありません。こちらでは情報を持っていません。以下のURLを参考に開始している消防機関にご確認ください。図面等についてはシステム上で15年間保管されます。 https://afba.shinsei-kenchikugyousei-db.jp/guest/shobokikan
45	導入準備・事務類型	消防	導入に係るシステム関係、電子公印など	PDF閲覧機能、提出された図面や申請書をシステム上で表示し確認するために、PDF閲覧ソフトが別途必要となります。電子公印については、各機関での判断・対応となります。
46	導入準備・事務類型	行政機関	導入済みで、問合せが多かった事例を教えてください	ソフトとデバイスに関すること、手数料収納機能に関すること、アカウントに関すること、独自システムとの連携に関することが多く出ています。各機関の事情によりますので、個別対応していることも多くあります。
47	導入準備・事務類型	消防	当消防本部では組合消防本部のため、様々な意見等により導入が遅れているため、ソフト面、ハード面等をどのようににはじめてよいか伺いたい。	1. PDF閲覧機能、提出された図面や申請書をシステム上で表示し確認するために、PDF閲覧ソフトが別途必要となります。 2. 注釈・メモの加筆機能、システム上で表示された図面を見て、指摘事項を入力するために、注釈や手書きメモの機能が必要です。単純な加筆であればAdobe Readerでも対応可能です。 3. 計測ツール、図面上の長さなどを確認するために、Adobe Acrobat等のPDFビューワに搭載されている計測ツールが利用可能です。1～3が最低限必要な機能です。 ハードとしては、 ・Core i5プロセッサ、メモリ8GB程度のパソコンと電子メールアドレス、インターネットまたはLGWAN環境、および電子メール受信環境があれば利用可能です。ブラウザはEdge、Chrome、Firefoxの最新バージョンに対応しています。モニターは申請図書を印刷せずに審査する場合は、24インチ以上のノングレア（非光沢）解像度は1920x1080のモニターが推奨されています。 併せて、事前にテスト環境での練習をお勧めします。
48	導入準備・事務類型	消防	消防機関での導入までの事務類型、先進事例があればご紹介いただきたい。（様式・例規改正、電子署名の有効期限の考えかた、試験運用の具体的な活用方法）	こちらでは、ご要望の情報を把握していませんので、システムでの受付を開始している機関が100以上ありますので、以下のURLを参考に開始している消防機関にご確認ください。 https://afba.shinsei-kenchikugyousei-db.jp/guest/shobokikan
49	導入準備・事務類型	行政機関	電子決済の導入、長期優良住宅認定申請、民間確認検査機関からの敷地照会のやりとりなど、今後のシステムの拡張予定があれば教えていただきたい。	電子決済の導入予定はありません。長期優良住宅認定申請も当面予定はありません。民間確認検査機関からの照会については機能拡張予定をしていますが、時期は未定です。
50	導入準備・事務類型	消防	電子決裁ができない中でも導入は可能か。	可能です。ただしこの場合、決裁のための印刷が必要となります。

51	導入準備・事務類型	行政機関	電子申請受付システムを導入しているのは特定行政庁全体のうちの程度なのか	契約で71%になりますが、本格運用している機関が442特定行政庁中32機関となっています。（令和7年9月現在）
52	手数料・納付	行政機関	手数料納付はシステム内で対応可能でしょうか	電子申請受付システムには手数料収納機能は搭載されていません。現金・証紙・リモート決済など、各機関で別途検討が必要です。
53	検査関連	行政機関	①申請図書の図面データ等は、自動で物件詳細の添付ファイルに格納保存されるのでしょうか。 ②決裁後の確認済証(完了検査済証)の発行について、「建築主事の印」は法改正により不要となりましたが、各済証や申請書の審査済等の電子証明については、各行政庁での対応となるのでしょうか。	①電子申請受付システム側で保存となります。（台帳システム側では保存されません。） ②その通りです。電子署名については法的には不要ですが、実施する場合は各行政庁での対応となります。
54	機器提供・支援	行政機関	①電子申請受付システムで受付した物件の中間検査・完了検査の確認方法はどのように行うことを想定しているのか。雨・雪など天気の影響もあるためパソコン持ち歩きは現実的ではなく、タブレット端末などもないため、結局のところ印刷して持っていく必要があるのか。 ②昨年度2月頃にオンライン化のための環境整備支援でモニターの提供を受けたが、今後審査人数が増えた場合、再度提供される見込みはあるのか。 ③確認申請の申請書・図面への押印などはどのように行うのか。押印がないのであれば印刷した際に確認申請に添付した図面を確認する方法はあるのか。（PDF加工ソフトが別途必要か？） ④申請日の扱いはどのようにするのか（入金がずっと後になる場合、確認申請、計画通知共） ⑤工事届も電子申請の中身に含まれるのか？その場合都道府県知事への提出は紙出力が必要になるのか？ ⑥電子申請と紙申請が混在することになるが、紙申請のものはデータをスキャンすることで電子申請と同じ保管方法にできるのか。	①検査への対応できるデバイスが必要となります。紙で持参するか、申請者側で端末を用意してもらい、申請者側にもシステム上で同じ図面があるためそれを利用することも可能と考えられる。 ②再度提供の予定はありません。 ③申請書の押印、図面への押印は法的には不要となっているため、各機関で取り扱いを決めることとなります。 ④入金が確認できた時点を受付日としている機関が多いです。電子申請受付システムには手数料収納機能がありませんので、貴機関の現在の取り扱いも可能かと思われます。 ⑤工事届は国の提供のあったエクセルファイルかPDFで送られることになります。県への提出方法については県へご確認ください。 ⑥電子申請受付システムに手動登録ができるため、同じ保管は可能です。
55	消防同意・補正	行政機関	①消防同意・通知の電子化対応ができない消防機関に対して、どのような申請の流れにしたらいいか ②利用規約の書き方について	①審査機関側で印刷して紙または電子申請のデータをダウンロードして、メールで送るなど消防機関と取り扱いを決めていただくことになります。 ②記載例については以下のURLの「初期設定手順書審査機関向け」P25に記載がありますのでご活用ください。 https://www.icba.or.jp/zzfilebox/ICBA-DS_shokimanual18_Shinsakikan_20250328.pdf

56	消防同意・補正	消防	① 本市は建築主事を置かない消防本部であり、現在消防同意は市建築部局から紙ベースで経由され、審査した結果を再度市建築部局に返却するという流れになっており、直接確認検査機関とのやり取りを行っていない状況です。今後消防同意の電子申請受付システムを導入した際は、市建築部局から経由される紙での申請と二重業務になることとなるのか、それとも電子申請で消防と確認検査機関とで消防同意は完了しているのか、市からの経由は、不要としてもよいのかご教授願います。 ② 電子申請の受付は24時間受付可となると推測致しますが、その場合の審査期間（3日若しくは7日以内）の取り方はシステム上どのようなになりますか。例えば、午前1時に申請が到着した場合、3日後の午前1時までに返却しないといけないのか。それとも開庁時間の9時～17時30分基準で考えていいのか。	①審査機関と消防機関で直接やりとりするシステムとなっています。そのため、市建設部局との経由が想定されていませんので、システム上ではできません。市建築部局と取り扱いについてご検討いただき対応をお願いします。 ②審査機関より同意依頼がされると引受判断を消防機関側で行います。必要書類等を確認し、引受承諾を行った時点が起点となります。なお、消防機関側では夜間0時から5時を除く19時間365日がシステムの稼働時間となります。申請者は24時間365日申請は可能です。
57	消防同意・補正	消防	システム自体での質問でなく、導入後の取り扱いについて質問、各本部での現時点での対応が違うことが想定されるため、回答がない場合でも問題ありません。 【質問事項】電子申請受付システムを導入するにあたり、要綱等の改正を行ったか。同意に伴う同意印や消防設備を通知している場合はどのように行っているのか知りたい。	こちらでは、ご要望の情報を把握していませんので、システムでの受付を開始している機関が100以上ありますので、以下のURLを参考に開始している消防機関にご確認ください。 https://afba.shinsei-kenchikugyousei-db.jp/guest/shobokikan
58	消防同意・補正	消防	将来的に、確認検査機関及び建築主事からの消防への同意依頼をすべて電子化することは決まっているのかご教示願います。加えて、決まっているのであれば期限は何年度かご教示ください。	電子化をするかしないかは各機関に委ねられています。国としてDX推進を進めていることでもありますので、電子化に対して前向きにご検討をお願いいたします。
59	消防同意・補正	消防	導入後の一定期間、3号建築物や消防同意を要さない建築物の通知などに限定し受け付けることは可能でしょうか。	可能です。留意事項でその旨の記載を入れて運用してください。
60	消防同意・補正	消防	消防同意の93条4項に基づく通知書の電子受付を始める予定です。事務手続きについてご教授ください。	以下のリンク先の書類を記載の上、申込書の送付先に送付をお願いします。以降の手続きは申し込み後にご説明いたします。申し込み前に不明な点がございましたらICBA窓口へお問い合わせください。 https://www.icba.or.jp/kyoyodb/top/20241225_uketsuke-system_betten1.xlsx
61	消防同意・補正	消防	消防同意電子申請システムの仕組みとその他(消防運用中)の電子申請システムと連携が可能か	可能となることもございますので、連携するシステムの企業様より、ICBAの窓口までご相談ください。
62	消防同意・補正	消防	消防機関の者です。同意に際して図面等を審査し、必要に応じて指摘事項を通達、場合によっては図面を訂正させることもあろうかと思いますが、電子申請受付システムにおいては消防の指摘事項を相手方に伝え、同意前に図面等に反映させる仕組みはあるのでしょうか？	消防の指摘事項を相手方に伝える仕組みはあります。しかしながら、申請者との直接のやり取りについてはシステム上できません。修正事項を審査機関に伝え審査機関から申請者へ修正を求め、申請者が修正後に審査機関へ提出、消防機関へ修正データを送付の流れになります。
63	申請書類・押印・工事届	消防	各種押印の印影は、PDFに変換した場合も法的には効力があるものなのか？	電子申請受付システムを使用する場合、法令の規定により署名等を行うことが求められるものについては、申請データに氏名または名称を記録する措置を採用することで代替としています。印刷ではなく電子データとして交付するシステムとなりますので、押印の印影の有無によって効力は変わりません。押印をするかどうかは各機関で決めていただくことになります。

64	申請書類・押印・工事届	行政機関	建築工事届の取り扱いについて。紙面報告と電子報告、ダブルスタンダードとするのか。	システム上、工事届は国の提供のあったエクセルファイルかPDFで送られることになります。紙媒体での申請は紙で提出されるため、処理の方法については建築主事および県で検討していただくことになります。
65	費用・導入・利用状況	消防	①導入について、導入費用は発生しますか？また、機材やパソコンソフト等は必要になりますか？ ②図面印刷のための大判プリンターやパソコンソフト等の譲渡や貸与の制度はありますか？その際の大判プリンターについて、スキャン機能はありますか？	①導入について、PCやメールアドレス、インターネットもしくはLGVAN環境がある前提となります。初期費用がかかるものとしては、PDFのソフト（ビューワ足りれば無料）、大型モニターの費用（推奨で必須ではありません。）となります。ランニングコストはシステム料は無料ですので、電気代や印刷する必要がある紙とプリンター代位となります。 ②譲渡や貸与の制度はありません。
66	費用・導入・利用状況	行政機関	実際に導入する場合の費用面や設備機器の貸与等あるのかについて知りたい	導入について、PCやメールアドレス、インターネットもしくはLGVAN環境がある前提となります。初期費用がかかるものとしては、PDFのソフト（ビューワ足りれば無料）、大型モニターの費用（推奨で必須ではありません。）となります。ランニングコストは実績に応じたシステム料がかかります。電気代や印刷する必要がある紙とプリンター代程度となります。設備機器の貸与等はありません。
67	費用・導入・利用状況	消防	審査用大型モニターの無償提供事業はまだ継続していますか？ 導入にあたり想定される全体費用コストについて	大型モニター無償提供事業は終了しています。導入コストについては、各機関の状況によります。システムの導入費用は無料ですので、最低限、PCやメールアドレス、インターネットもしくはLGVAN環境がある前提となりますが、初期費用がかかるものとしては、PDFのソフト（ビューワ足りれば無料）、大型モニターの費用（推奨で必須ではありません。）となります。
68	費用・導入・利用状況	消防	導入するまでにかかる期間及び費用	期間としては、3か月程度あれば十分可能です。3か月間で電子申請受付システム申し込み、各種設定※と検証環境でのテスト利用での練習が行えます。費用については、各機関の状況によります。システムの導入費用は無料ですので、最低限、PCやメールアドレス、インターネットもしくはLGVAN環境がある前提となりますが、初期費用がかかるものとしては、PDFのソフト（ビューワ足りれば無料）、大型モニターの費用（推奨で必須ではありません。）となります。 ※ https://www.icba.or.jp/zzfilebox/ICBA-DS_shokimanualIC_Shobokikan_20250328.pdf
69	費用・導入・利用状況	消防	機材調達やシステム整備のための費用不足している場合の措置。電子データの保存領域に不安がある場合の措置 ※過去事例等があればご教示願います。	費用不足について、補助制度等はございません。また電子データの保存領域については、電子申請受付システム内のクラウド上に保管のため、該当はないかと思われます。

70	費用・導入・利用状況	行政機関	消防同意等のみに対応する受付システムが電子申請受付システムのどちらかを選択できるのではなかったのか。また、電子申請件数が年1件あるかどうかで、利用額が高額すぎる。10件以下などでも少し件数の少ない負担額の設定はできないか。手数料の納付に関しての対応はどのようになったのか。	台帳システムをご利用の場合は、電子申請受付システム（全部利用）が必要となります。令和6年12月にご案内した通りです (https://www.icba.or.jp/kyoyodb/top/20241225_uketsuke-system_annai.zip)。消防手続利用の電子申請受付システムを選択していただくことはできないところです。建築行政デジタル化に向けて、システムの安定運用を図る費用となっています。単独で独自システムを構築・運用される場合と比べて、費用が低くなるように料金設定をしているところでもあります。ご理解いただければと思います。手数料納付についての機能はありません。
71	費用・導入・利用状況	消防	消防機関なのですが、導入及び運用に費用負担はどの程度ありますか。	導入について、PCやメールアドレス、インターネットもしくはLGWAN環境がある前提となります。初期費用がかかるものとしては、PDFのソフト（ビューワ足れば無料）、大型モニターの費用（推奨で必須ではありません。）となります。ランニングコストはシステム料は無料ですので、電気代や印刷する必要がある紙とプリンター代位となります。
72	費用・導入・利用状況	指定確認検査機関	現在の料金から変更があるのでしょうか。参加する団体が増えると費用も数に応じて減少するのでしょうか。	利用料金の体系の見直しについては未定です。なお、定例の3年毎の料金見直しについては、直近で令和10～12年度の利用料について令和8年度の建築確認等の実績値を基に算定することとしています。
73	費用・導入・利用状況	行政機関	費用（導入と保守）、スケジュール、当該システムの利用状況（利用機関数と申請件数）、導入準備内容	期間としては、3か月程度あれば十分可能です。3か月間で電子申請受付システム申し込み、各種設定と検証環境でのテスト利用での練習が行えます。費用については、各機関の状況によります。実績に応じてシステムの費用がかかります。また、最低限、PCやメールアドレス、インターネットもしくはLGWAN環境がある前提となりますが、初期費用がかかるものとしては、PDFのソフト（ビューワ足れば無料）、大型モニターの費用（推奨で必須ではありません。）となります。8月末での利用状況ですが、確認処理までが45件、消防同意260件となっています。利用機関については開始している審査機関のリストが以下のURLにありますので参考にしてください。随時更新されます。 https://afba.shinsei-kenchikugyousei-db.jp/guest/shinsakikan